

社団法人日本分析化学会細則

(2008年12月12日一部改訂)

第1章 会 員

- 第1条 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人（以下本会と称する）から、その旨を通知する。
- ② 定款第19条(1)によって除名された者で、滞納会費に相当する金額を納めたときは、定款第14条の手続きを経て再び入会を許可することができる。
- 第2条 名誉会員の推薦は、別に定める推薦基準による。名誉会員の推薦を総会において承認したときは、会長よりその旨を通知する。
- ② 名誉会員は、正会員に与えられるすべての権利を有する。
- 第3条 総会において永年会員の資格を認められた会員には、会長よりその旨を通知する。
- ② 永年会員は、正会員に与えられるすべての権利を有する。
- 第4条 維持会員、特別会員及び公益会員が、その名称又は代表者を変更したときは、直ちにその旨を本会に申し出なければならない。
- 第5条 会員は、別に定める投稿規定に従って報文、その他を会誌に投稿することができる。
- 第6条 会員は、別に定める講演募集要項に従って本会の主催する講演会及び討論会などに研究の成果を発表することができる。
- 第7条 会員は、別に定めるところにより、本会の行う各種の行事に参加することができる。
- 第8条 会費は、次のとおりとする。
- (1) 正会員 9,000円 (2) 学生会員 4,500円
(3) 特別会員 30,000円 (4) 公益会員 28,800円 (5) 維持会員 79,800円
- ② 正会員の入会金は1,000円とする。但し、現に学生会員である者が引き続き正会員となる場合は、入会金を必要としない。
- ③ 会費は、毎年3月1日以降3月末日までに当年分（1月～12月）を納めるものとする。
- 第9条 会費の滞納が1年以上に及ぶ会員は、理事会の議決によって除名する。

第2章 推薦委員会、選考委員会

【役員等候補者推薦委員会】

- 第10条 役員等候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）は、次期会長、次期副会長、次期監事、役員等候補者選考委員および学会賞等審査委員の候補を推薦するために設置する。
- ② 推薦委員会委員（以下、推薦委員という）は、会長、副会長、主務理事、各支部長からなり、推薦委員会委員長には会長が就任する。

【役員等候補者選考委員会】

- 第11条 役員等候補者選考のため、役員等候補者選考委員会（以下選考委員会という）を設ける。
- 第12条 役員等候補者選考委員（以下選考委員という）は、定員25名とし、次によりこれを決める。
- ② 支部長は、支部役員と協議のうえ、選考委員候補者を理、工、農、医薬の4専門分野及び業界を考慮して選考し、その結果を会長に報告する。
- ③ 各支部より選考する候補者の数は所属する正会員、名誉会員及び永年会員の合計数（年度初め）100名又はその端数につき1名とする。但し、5名に満たない場合は5名とする。
- ④ 会長は、2項の報告に基づき、推薦委員会で協議のうえ、分野を十分に考慮して定数の選考委員及び補欠若干名を選定し、理事会の議決を経てこれを委嘱する。
- 第13条 選考委員は選考委員会を組織し、選考委員会委員長は互選とする。
- ② 選考委員は引き続き3年留任することを避ける。
- ③ 選考委員がその任期中に次期会長候補者又は次期副会長候補者に選出された場合は選考委員を辞退する。

第3章 役員及び代議員の選考

[次期会長候補者の選出]

第14条 次期会長候補者の選出は、次のとおりに決める。

- ② 推薦委員会委員は、それぞれ別個に次期会長候補者2～3名を推薦する。
- ③ 推薦委員会委員長は、前項の推薦により次期会長候補者名簿を作成し、推薦委員に送付する。
- ④ 各推薦委員は、前項の名簿を参考として次期会長候補者1名を選び推薦委員会委員長に報告する。
- ⑤ 推薦委員会委員長は、推薦委員会を開き、前項の推薦を参考として次期会長候補者3名以内を選び、該当候補者の内諾を得る。
- ⑥ 推薦委員会委員長は、次期会長候補者の紹介記事を会誌およびHP等で公表する。
- ⑦ 選挙は社員の投票によって行い、その開票は監事立ち会いの下に推薦委員会委員長が行う。開票の結果最高点の1名を次期会長候補者とする。但し、同数の場合は抽選による。
- ⑧ この選出は会長交代年の前年に実施し、その12月理事会では選ばれた次期会長候補者を議決し、幹事に選出する。

[次期副会長候補者の選出]

第15条 次期副会長候補者の選出は、次のとおりに決める。

- ② 副会長の定数は5名とし、原則として理工系、農医薬系および業界から各々1～2名とする。また、推薦委員会委員長は改選される副会長の人数を推薦委員会に明示する。
- ③ 各推薦委員は、前項の区分バランスを考慮し、それぞれ改選される定数以内の副会長候補者を推薦委員会委員長に推薦する。
- ④ 推薦委員会委員長は、前項の推薦により副会長候補者名簿を作成し、推薦委員に送付する。
- ⑤ 各推薦委員は、前項の名簿を参考にして定数以内の副会長候補者を推薦委員会委員長に推薦する。
- ⑥ 推薦委員会委員長は、推薦委員会を開き、前項の推薦を参考にして改選される人数の2倍にあたる副会長候補者を選び、選考委員会委員長に報告する。
- ⑦ これを受けて選考委員会委員長は、2項の区分に従った候補者のリストを各選考委員に報告し選考投票を依頼する。
- ⑧ 選考委員会委員長は投票結果をもとに副会長候補者を決定し、1月末日までに会長へ報告する。会長はこの候補者を2月理事会に提案し、議決を得る。

[次期筆頭副会長の指名]

第16条 次期筆頭副会長は、非改選副会長と改選により第15条により選ばれた次期副会長候補者の合計5名の中から、理事会が推薦し、次年度会長（任期2年目に入る会長あるいは改選により第14条で選ばれた次期会長候補者）が指名する。

- ② 次期筆頭副会長の指名は2月の理事会で承認される。

[次期監事候補者の選出]

第17条 監事候補者の選出は、次のとおりに決める。

- ② 推薦委員会委員長は改選される監事の人数を推薦委員会に明示する。推薦委員会において改選数の2倍の次年度監事候補者を選び、選考委員会委員長に報告する。
- ③ これを受けて、選考委員会委員長は候補者のリストを各選考委員に報告し選考投票を依頼する。
- ④ 選考委員会委員長は投票結果をもとにし、1月末日までに会長へ報告する。会長はこの候補者を2月理事会に提案し、議決を得る。
- ⑤ 監事の責務を遂行する上での継続性を考慮し、2名の監事の同時期改選を回避する措置を理事会は取ることができる。

[ほかの次期理事候補の選出]

第18条 会長、副会長を除く理事候補者の選出は、次のとおりに決める。

- ② 会長は、改選する理事の人数、担当名を明らかにし、各支部の意向を徴し、理事会において次期理事候補者案を作成し、これを選考委員会委員長に12月下旬までに報告する。

- ③ これを受けて、選考委員会委員長は候補者のリストを各選考委員に報告し投票を依頼する。
- ④ 選考委員会委員長は投票結果をもとにし、2月上旬までに会長へ報告する。会長はこの候補者を2月理事会に提案し、議決を得る。

第19条 会長は、第14条から第18条にて議決を経た理事及び監事の候補者を、役員候補者として総会に提出する。

【代議員の選出】

第20条 定款第27条2項の(1)による代議員は、次により決定する。

- ② 本条において規定する代議員の各支部の定数は、年度初めの正会員、名誉会員及び永年会員の合計数の比率による。
- ③ 支部長は、当該支部の定数の代議員候補者を会長に推薦する。
- ④ 支部長が、会長に推薦する代議員候補者中には、当年度の役員及び支部長であって退任する者及び次期支部長を含むものとする。
- ⑤ 会長は、前項候補者を参考にして、理事会案を作成し、選考委員長に報告する。
- ⑥ 選考委員会委員長は、理事会案を参考にして候補者の選定を行い、正会員、名誉会員、永年会員及び維持会員の投票により代議員を決定する。
- ⑦ 開票は監事立ち会いの下に行い、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。
- ⑧ 選考委員会委員長は、前項によって決定した代議員の氏名を会長に報告し、会長はこれを委嘱する。

第21条 定款第27条2項の(2)による代議員は、次により決定する。

- ② 会長は、維持会員の加入口数を考慮して、理事会案を作成し、選考委員長に報告する。以下、細則第20条の⑥、⑦、⑧の手順に従って決定する。

第4章 幹 事

第22条 理事の会務の遂行を助けるため、本部に若干名の幹事を置くことができる。

- ② 幹事は理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第5章 会務の分担

【会長を除く理事の会務】

第23条 会長を除く理事の会務分担は次の通りとする。

- ② 筆頭副会長は、定款第22条②項記載順序の第1位として会長を補佐し、企画運営会議の議長および将来構想検討委員会の委員長を担当する。
- ③ 4名の副会長は、組織運営協議会、学術振興協議会、社会活動協議会、広報・IT協議会の議長を担当する。この4つの協議会は本細則第6章に記載する。
- ④ 常勤の常務理事は定型的会務を掌理する。
- ⑤ 会長、副会長、常務理事を除く理事は、庶務、会計、編集を担当する。各担当理事のうち各1名は主務理事とし、改選された役員が就任する最初の理事会で会長が指名する。

第24条 庶務を担当する理事は、総会や表彰式など本会公式行事の運営等に関する事項、支部活動に関する事項、本部事業の企画運営に関する事項などに当たる。

第25条 会計を担当する理事は、2名とし、予算及び決算に関する事項、その他適切な会計に関する事項などに当たる。

第26条 編集を担当する理事は3名とし、編集委員会に関する事項、会誌および論文誌の刊行・展開に関する事項など当たる。

- ② 編集委員会は、「ぶんせき」編集委員会、「分析化学」編集委員会、「Analytical Sciences」編集委員会、「X-ray Structure Analysis Online」編集委員会とする。

第6章 協議会および委員会

第27条 本会の理事会のもとに、円滑な会務運営を図る企画運営会議のほか、各種委員会活動の企画・調整等を行なう協議会を設ける。

- ② 企画運営会議および協議会の運営は、別に定める規定による。

第28条 会長は、会務及び事業に関して必要に応じ理事会の議決を経て、その他の委員会を設けて、その委員を委嘱することができる。

- ② 前項の委員会の運営は、別に定める委員会規定による。

第7章 会 誌

- 第29条 会誌は、機関誌「ぶんせき」並びに論文誌「分析化学」、「Analytical Sciences」、「X-ray Structure Analysis Online」の4種とする。
- 第30条 機関誌「ぶんせき」には解説、その他適当と認めた事項を掲載し、毎月1回これを発行する。
- 第31条 論文誌「分析化学」には報文、その他適当と認めた事項を掲載し、毎月1回これを発行する。
- 第32条 論文誌「Analytical Sciences」には英文による Original Papers、その他適当と認めた事項を掲載し、毎月1回これを発行する。
- 第33条 論文誌「X-ray Structure Analysis Online」には英文によるX線結晶構造解析に関する報文、その他適当と認めた事項を掲載し、毎月1回WEB上でこれを発行する。
- 第34条 会誌は、次の区分により配布する。
- (1) 機関誌「ぶんせき」は、全会員に無料配布する
 - (2) 論文誌「分析化学」は、有料とする。但し、維持会員、特別会員、公益会員には無料配布する
 - (3) 論文誌「Analytical Sciences」は、有料とする
 - (4) 論文誌「X-ray Structure Analysis Online」は無料公開とする。
- 第35条 国外に在住する会員からは、会費のほかに機関誌の送料の実費を徴収する。
- 第36条 会費の滞納者には、会費切れの通告をなし、会誌の配布を停止する。
- 第37条 会誌は、理事会の議決を経て寄贈、交換又はその他の処置を採ることができる。

第8章 年会及び各種行事

- 第38条 本会は、毎年1回年会および分析化学討論会を開き研究発表会を行う。
- ② 前項のほか随時必要に応じて講演会、研究発表会、討論会、講習会、展示会、見学会などを行うことができる。
- 第39条 本会は、理事会の議決を経て特別な行事を行うことができる。

第9章 表彰及び報酬

- 第40条 本会は、分析化学の発達に関し功績のあった者及び本会对し特に功労のあった者を理事会の議決により、金銭、物品、又は賞状の贈呈、その他の方法によりこれを表彰することができる。
- 第41条 役員、委員など本会の運営を担当する者に対して、理事会の議決を経て、報酬を与えることができる。
- 第42条 本会は、依頼した講演者及び寄稿者並びに理事会において必要と認めた者には刊行物を寄贈し、又は謝礼を呈することができる。

第10章 支 部

- 第43条 本会に次の支部を置く。
- 北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国四国支部、九州支部
- ② 会員は上記いずれかの支部に所属する。但し、海外在住者は、関東支部の所属とする。
- 第44条 支部役員は、支部長1名、副支部長、支部幹事その他とする。
- ② なお、次期支部長1名を選出して役員にすることができる。
- 第45条 支部役員は当該支部の内規により選定し、支部長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 第46条 支部役員の任期は当該支部の内規により定める。
- 第47条 支部長は、当該支部の業務を総理し、支部を代表する。
- ② 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- ③ 支部幹事は、支部の事務を分担する。
- 第48条 支部長は、毎年1月末日までに予算案を添えて次年度事業計画案を、又年度終了後1週間以内に当該年度の事業報告書並びに収支決算報告書を会長に提出するものとする。
- 第49条 支部長は、当該支部における重要な行事の結果及び臨時事業の予定をその都度会長に報告するものとする。
- 第50条 支部長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第51条 支部に関する内規は、当該支部役員会において決定する。
- ② 前項により定めた支部内規は、会長に報告するものとする。

第11章 基金および特定預金

第52条 本会に、基金および特定預金を設けることができる。

② その名称、目的、事業などは当該基金規程あるいは特定預金規程に別途定める。

③ 基金および特定預金の廃止、当該規程の施行および廃止は、理事会の議決を得なければならない。

第53条 基金および特定預金の運営、管理は関係する協議会および委員会が行い、使用に当っては理事会の承認を必要とする。

② 奨励基金のように関係する委員会がない場合は、協議会は当該基金の運営委員会を設置して行なうことが出来る。

③ 基金および特定預金の会計は、会計担当理事が行い、理事会へ報告する。

第12章 雑 則

第54条 会計の収支原簿及び証書類は会計担当主務理事が押印のうえ、これを法定期間保存しなければならない。

第55条 定款及び本細則施行に関し必要な規定は、理事会の議決を経て、その都度別にこれを定める。

第56条 本細則の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則 本細則改訂施行は2008年3月28日であるが、同年4月18日までは、旧細則第10条記載の次期会長は継続する。

2008年12月12日 XSAO 関連で一部改正